

文京区地域医療連携推進協議会の会議運営等について
(申し合わせ)

1 傍聴について

会議は、公開を原則とする。ただし、会長が特段の理由があると判断したときは、この限りではない。

(傍聴の申込)

(1) 傍聴者は、当日会場で先着順に受け付ける。

(周知)

(2) 協議会の開催日程は、原則として、区ホームページ等を用いて区民に周知する。

(協議会の傍聴)

(3) 傍聴者は傍聴席に着席すること。

(傍聴を認めない者)

(4) 武器、凶器又は危険物を携帯した者、酩酊した者、異様の服装をなした者等会場の風紀を乱すおそれのある者については傍聴を認めない。

(秩序の維持)

(5) 傍聴者は、会長の許可なく、録音し、撮影し、発言し、及び議事を妨害してはならない。

(秩序を乱す者への対応)

(6) 傍聴者が上記に反したときは、会長は退場を命じることができる。

(傍聴禁止等)

(7) 会長が傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、傍聴者は、すみやかに退場しなければならない。

(傍聴者に対する資料の取扱)

(8) 協議会会議資料は、原則として傍聴者に配付する。ただし、会長が特段の理由があると判断したときは、この限りではない。

2 会議録等の公開について

(会議録の作成)

(1) 会議録は、要点記録とし、協議会員の承認を得るものとする。

(会議録等の公開)

(2) 当日配付した資料は、翌日以降速やかに、また、会議録は、協議会員の承認を得た後に、行政情報センターにおいて公開する。

(3) 協議会の概要や資料等は、原則として区ホームページに掲載する。

(その他)

(4) その他必要な事項は、協議会において定める。

3 協議会の代理出席について

やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、あらかじめ委員本人からの届出により代理出席を認めることとする。

なお、報酬については、代理出席した者に支払う。